

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

令和4年4月

大 和 村

大和村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 4 年 4 月 1 日

大 和 村 長
大 和 村 議 会 議 長
大 和 村 教 育 委 員 会
大 和 村 選 挙 管 理 委 員 会
大 和 村 農 業 委 員 会
大 和 村 監 査 委 員

大和村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、大和村長、大和村議会議長、大和村教育委員会、大和村選挙管理委員会、大和村農業委員会、大和村監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組及び実施時期

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会事務局、村選挙管理委員会事務局、村農業委員会事務局、村監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 配置・育成・登用における課題に向けた取組

- ア 令和8年度までに、管理的地位にある職員に占める女性の割合を、令和3年度の実績（18％）の2％引上げ、20％以上にする。
- イ 令和8年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも令和3年度の実績（40％）の3％引上げ、43％以上にする。

【取組内容】

- 課長・課長補佐・係長等の各役職段階における女性職員の人数を増やすなど、人材確保を念頭に置いた登用を行う。
- 女性職員向けのセミナーやキャリアデザイン研修などの情報提供等を行い、積極的な参加を支援する。

(2) 継続就業及び仕事と家庭の両立における課題に向けた取組

- ア 男性職員の育児休業取得を推進し、令和8年度までに、育児休業等の取得率を、男性10％、女性100％を目指す。
- イ 引き続き、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得を推進し、令和8年度までに、取得率100％を目指す。

【取組内容】

- 育児休業等に対する職場の意識改革を進め、取得しやすい雰囲気の醸成に努める。
- 職員の出産報告にあたっては、なるべく早く所属長へ報告する。

(3) 長時間勤務関係における課題に向けた取組

- ア 引き続き、令和8年度までの間、定時退庁日（毎週水曜日）の実施に取り組み、その定着を目指す。
- イ 年間時間外勤務について、令和8年度までに、職員一人当たり・一月当たりの平均時間外勤務20時間以下の達成を目指す。

【取組内容】

- 定時退庁日には、総務課から呼びかけや回章メールにて周知を行う。
- 時間外勤務縮減のため、各所属にて所属内の担当業務の見直しや調整を行う。

(4) 採用における課題に向けた取組

- ア 令和8年度までに、各年度において採用者の女性割合30％以上を目指す。
- イ 採用試験において、令和8年度までに受験者総数に占める女性の受験者数の割合30％以上を目指す。

【取組内容】

- 採用についての案内や、村のホームページ等に仕事と子育てに励む女性職員の声や子育て支援制度の紹介などを掲載する等、女性が働きやすい職場であることを積極的に広報する。
- 採用及び採用時に配属する職務分野について男女で偏りがないように配慮する。